

京情審答申第56号

平成17年11月9日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 錦織成史

公文書公開決定及び部分公開決定に係る第三者からの異議
申立てに対する決定について（答申）

平成17年5月16日付け7環管第164号で諮問のあった事案について、
次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が全部公開及び部分公開とした判断は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 17 年 2 月 14 日、京都府情報公開条例（平成 13 年京都府条例第 1 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対して「 の工場で行った排気、大気、悪臭の測定とその結果、報告にかかわるすべての文書 ただし平成 7 年度以降で、中丹東保健所保管の文書」及び「 によるとみられる大気汚染や悪臭について京都府が行った指導、要請、要望にかかわるすべての文書および指導、要請、要望の行為を記録したすべての文書 ただし、平成 7 年度以降の文書」を内容とする公文書の公開請求が行われた。
- 2 平成 17 年 2 月 28 日、実施機関は、上記請求に対応する公文書（以下「本件公文書」という。）を特定の上、条例第 11 条第 2 項の規定により、公開決定等をする期間の延長を行なうとともに、本件公文書に異議申立人の情報が含まれていることから、平成 17 年 3 月 3 日、同人に対し、条例第 14 条第 1 項の規定により、公開の可否を問う意見照会を行った。
- 3 平成 17 年 3 月 14 日、異議申立人は、実施機関の当該照会に対し、公開に支障ありとの意見を提出した。
- 4 平成 17 年 4 月 14 日、実施機関は、全部公開及び部分公開の決定を行い、本件公文書の公開請求者及び異議申立人に通知した。
- 5 平成 17 年 5 月 2 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、全部公開及び部分公開決定処分のうち別紙に係る部分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対し異議申立てを行うとともに、同法第 48 条により準用する第 34 条の規定により、執行停止の申立てを行った。

第 3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第 4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、地域住民との共生を合言葉に、長年、各区長に対して工場見学や大気測定結果の報告等、現況説明を行っている。また、地域住民が催す祭りなど、各種行事に関しても積極的に支援を行い、友好的な関係を続けているところである。

異議申立人においては、過去に不手際により京都府の指導を受けたこともあるが、改善を進め、現状では何等問題はない。

このような状況下での本件処分は、いたずらに地域住民に動揺を与え、混乱を招くものであり、又、取引先にも不安を与えるものである。

よって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するものであり、条例第6条第3号に該当する。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る情報について

異議申立人が公開に反対している情報は、異議申立人が経営する事業場から排出されるばい煙の濃度について京都府が行った測定結果（排出基準を超過した測定結果を含む。）及び当該測定結果に基づき京都府が行った行政指導の内容であると考えられる。

2 条例第6条第3号に該当しないことについて

京都府が行ったばい煙濃度の測定結果については、ばい煙の排出実態を第三者である京都府が客観的に確認するために行った測定の結果判明したものであり、排出基準値を超過している場合には、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に照らして違法であるとともに、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全の観点から、法に基づく処分や行政指導を行う最終的な客観的根拠となるものである。

また、京都府が行った行政指導についても、違法状態を是正し、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全を図るために行ったものである。

これらの情報が公開されると、排出基準を超過したばい煙が排出されていた事実が公にされることとなり、確かに異議申立人の主張するとおり、公害防止協定を締結している地元の地域社会との信頼関係や関係業界からの信用が失墜する可能性はある。

しかし、排出基準を超過したばい煙を排出すること自体が違法であり、また、京都府はこの違法状態を是正するために行政指導を行ったものであって、これらが公開されることによって生じる一定の不利益については、条例第6条第3号で保護しようとしている法人の競争上の地位その他正当な利益には含まれないものであり、非公開情報には該当しないも

のである。

第 6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公にすることにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合的に衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第 6 条において、公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

異議申立人は、本件情報が、条例第 6 条第 3 号の非公開情報に該当すると主張するので、これについて検討し、判断する。

(1) 異議申立てに係る情報について

異議申立人が公開に反対している情報は、異議申立人が経営する事業場から排出されるばい煙の濃度について京都府が行った測定結果（排出基準を超過した測定結果を含む。）及び当該測定結果に基づき京都府が行った行政指導の内容であると認められる。

(2) 条例第 6 条第 3 号の該当性について

条例第 6 条第 3 号は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報

が記録されている公文書については、公にすることができないとする趣旨である。

異議申立人は、本件公文書に記録されている京都府が行ったばい煙濃度の測定結果及び当該測定結果に基づき京都府が行った行政指導の内容については、これが公にされると長年に渡って友好的な関係を続けている地域住民に対していたずらに動揺を与え、混乱を招くこととなり、又、取引先にも不安を与えるなど異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害することとなる旨を主張する。

確かに、本件公文書に記録されている京都府が行ったばい煙濃度の測定結果及び当該測定結果に基づき京都府が行った行政指導の内容が公になると、法が定める排出基準を超過したばい煙を異議申立人が排出したことが明らかとなり、異議申立人に対する地域住民や取引先からの評価が下がるなど、異議申立人の利益が失われる可能性はある。

しかしながら、異議申立人は、法が定めるばい煙の排出基準を遵守する義務を負うべき者であるから、排出基準を超過したばい煙を排出したことが明らかになることにより失われる可能性がある異議申立人の利益は、条例第6条第3号で保護しようとしている法人の競争上の地位その他正当な利益には含まれないものである。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、本件情報は、条例第6条第3号には該当しない。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別 紙

| | 公文書の件名 | 決定内容 |
|---|--|------|
| 1 | 環境管理室の平成15年6月11日付け平成15年度大気関係立入検査等実施計画に基づくばい煙測定結果について | 全部公開 |
| 2 | 環境管理室の平成15年12月2日付け平成15年度大気関係立入検査等実施計画に基づくばい煙測定結果について | 全部公開 |
| 3 | 中丹東保健所の平成9年5月14日付け報告書（ への指導について） | 全部公開 |
| 4 | 中丹東保健所の平成15年6月11日付けばい煙測定結果に基づく排出基準違反工場に対する警告について | 全部公開 |
| 5 | 中丹東保健所の平成15年11月10日付け平成15年度大気関係立入検査等実施計画に基づくばい煙測定結果について | 全部公開 |
| 6 | 中丹東保健所の平成9年5月14日付けばい煙測定結果に基づく排出基準違反工場に対する指導について | 部分公開 |
| 7 | 中丹東保健所の平成9年5月28日付け大気汚染防止法に規定する排出基準の不適合に係る改善計画書の受理について | 部分公開 |
| 8 | 中丹東保健所の平成15年6月10日付け平成15年度大気関係立入検査等実施計画に基づくばい煙測定結果について | 部分公開 |
| 9 | 中丹東保健所の平成15年6月26日付け大気汚染防止法の規定に基づく改善計画書の受理について | 部分公開 |

参考

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------|---------------|
| 平成 17 年 5 月 16 日 | 諮問書の受理 |
| 平成 17 年 6 月 10 日 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 平成 17 年 7 月 12 日 | 第 1 回 審 査 会 |
| 平成 17 年 8 月 30 日 | 第 2 回 審 査 会 |
| 平成 17 年 11 月 1 日 | 第 3 回 審 査 会 |
| 平成 17 年 11 月 9 日 | 答 申 |